

北コミュニティーセンターをご利用されるにあたっての注意事項

- ◆ ご使用料金は、使用日当日窓口にてお支払下さい。
お支払後、施設使用許可書兼領収書をお渡し、お部屋の鍵をお開け致します。
- ◆ ご使用が終わられましたらお部屋を元の状態に戻して頂き内線105までご連絡下さい(19時以降は内線501)
また、ご利用になられた実績人数もお知らせ下さい。窓口にてお貸した備品がある場合は窓口までご返却下さい。
★必ずご使用時間内をお願い致します。
- ◆ 建物、設備等を破損・毀損された場合、また、飲食に際して生じた施設の汚れ等に関しては、実費にて弁償して いただきますので
ご使用にあたっては十分にお気をつけて、ご使用をお願い致します。
★物品の搬入・搬出について入口からセミナー室・ホール等の入口まではパンチカーペットやベニヤ板等を敷いて床・壁等を養生して
キズをつけない様にして下さい。
- ◆ 施設内の壁の材質上、破損が生じる恐れがありますので、ガムテープや押しピン、セロテープ等で貼らないで 養生テープをご使用
頂くようお願い致します。
- ◆ 施設内の通路は共有スペースです。避難経路にもなっておりますので物を置いたり、施設内の備品を出したりしないで下さい。
- ◆ はばたきホール・小ホール舞台のかまちは物を置いたり、傷をつけたりしないで下さい。
- ◆ セミナー室での楽器の使用・歌唱はご遠慮下さい。ホール・リハーサル室でのご利用をお願い致します。
- ◆ 駐車台数に限りがありますので、なるべく公共交通機関のご利用、若しくはお乗り合わせ頂き ますようご協力お願い致します。
また近隣事業所への駐車は固く禁じさせていただきます。
- ◆ 駐車時、事故防止対策として後ろ向き駐車のご協力をお願い致します。
- ◆ ご使用に際して発生したゴミは全てお持ち帰り下さい。
- ◆ 当館敷地内は全て禁煙です。(上町自治会館の喫煙コーナーをご利用下さい。)
- ◆ 止むを得ず取り消しをされる時は、使用日の前日(前日が休館の場合は前々日)までに
申請書の控をお持ちいただき手続きをお願い致します。当日のキャンセルは実費負担となりますのでご了承下さい。

公共施設は、市民のみなさんの財産です。
生駒市コミュニティーセンター条例・生駒市コミュニティーセンター条例施行規則等の「きまり事」を守って、
大切に利用するようにして下さい。